

(案の1)

○農林水産省令第 号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十六条の規定に基づき、林業種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年 月 日

農林水産大臣 林 芳正

林業種苗法施行規則の一部を改正する省令

林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「条例の公布と同一の」を「都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

(案の2)

番 号
年 月 日

各都道府県知事 宛

林 野 庁 長 官

林業種苗法施行規則の一部改正について

林業種苗法施行規則の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第号）が公布され、林業種苗法施行規則の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、その適正かつ円滑な運用について御配慮をお願いします。

林業種苗法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年農林水産省令第 号） 新旧対照条文

○林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（公告の方法） 第十三条 法第十六条第一項及び第二項の規定による公告は、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によつてするものとする。</p>	<p>（公告の方法） 第十三条 法第十六条第一項及び第二項の規定による公告は、<u>条例の公</u>布と同一の方法によつてするものとする。</p>



25林整整第695号
平成25年8月1日

各都道府県知事 殿

林野庁長官

林業種苗法施行規則の一部改正について

林業種苗法施行規則の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第56号）が公布され、林業種苗法施行規則の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、その適正かつ円滑な運用について御配慮をお願いします。

林業種苗法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年農林水産省令第五十六号） 新旧対照条文

○林業種苗法施行規則（昭和四十五年農林省令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（公告の方法） 第十三条 法第十六条第一項及び第二項の規定による公告は、<u>都道府県</u>の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法によつてするものとする。</p>	<p>（公告の方法） 第十三条 法第十六条第一項及び第二項の規定による公告は、<u>条例の公</u>布と同一の方法によつてするものとする。</p>